



松本市公告第155-1号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第14条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和3年6月25日

松本市長 臥雲 義尚



1 建築物等の所在地

松本市大字島立3990番9及び3991番4

2 建築物の家屋番号等

- (1) 家屋番号 未登記につきなし
- (2) 種類 居宅
- (3) 構造 木造瓦葺平屋建
- (4) 床面積 約50㎡

3 所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物の除却

4 措置の期限

令和3年7月25日

5 松本市長による措置

所有者等が4の期限までに3の措置を行わないときは、法第14条第10項の規定により市長又は市長が命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、3の措置を行う。

6 動産等の取扱い

市長等が3の措置を行うときは、当該建築物及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張する者は、4の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、下記問い合わせ先に通知すること。

7 問い合わせ先

松本市建設部住宅課 電話 0263-34-3246